

企 業 局

令和3年(2021年)2月18日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和2（2020）年度補正予算概要 -----	1～10
2 令和3（2021）年度予算概要 -----	11～33
3 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の 骨子 -----	34～38

1 令和2(2020)年度補正予算概要

【水道事業会計】

(1) 補正事項

事 項		補 正 額	備 考	
収 入	給 水 収 益	△ 147,434 ^{千円}	水道料金の減	△147,434千円
	温 泉 供 給 収 益	△ 8,007	温泉供給料金の減	△ 8,007千円
	他 会 計 負 担 金	△ 4,174	一般会計負担金（収益的収入）の減 一般会計負担金（資本的収入）の減	△ 4,126千円 △ 48千円
	計	△ 159,615		
支 出	給 与 費	△ 31,162	給与改定による減少分 職員の変動およびその他の増減分	△ 3,344千円 △ 27,818千円
	消費税及び地方 消費税納付税額	△ 14,465	消費税及び地方消費税納付税額の減	△ 14,465千円
	雑 支 出	40	その他雑支出の増	40千円
	計	△ 45,587		

(2) 収益的収入及び支出
収 入

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
水道事業収益	5,012,414 ^{千円}	△ 159,567 ^{千円}	4,852,847 ^{千円}	
水道事業 営 業 収 益	4,627,272	△ 146,622	4,480,650	水道料金および一般会計負担金を 補正
温泉事業 営 業 収 益	97,556	△ 12,945	84,611	温泉供給料金および一般会計負担 金を補正

支 出

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
水道事業費用	4,554,758 ^{千円}	△ 41,165 ^{千円}	4,513,593 ^{千円}	
水道事業 営 業 費 用	4,157,903	△ 26,782	4,131,121	給料，手当等，賞与引当金繰入額， 法定福利費，法定福利費引当金繰 入額および退職給付費を補正
温泉事業 営 業 費 用	74,750	42	74,792	給料，手当等，賞与引当金繰入額， 法定福利費，法定福利費引当金繰 入額および退職給付費を補正
営業外費用	283,062	△ 14,425	268,637	納付税額およびその他雑支出を補 正

当年度純損益 119,108千円

(3) 資本的収入及び支出
収 入

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
資 本 的 収 入	2,195,360 ^{千円}	△ 48 ^{千円}	2,195,312 ^{千円}	
他 会 計 負 担 金	45,674	△ 48	45,626	一般会計負担金を補正

支 出

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
資 本 的 支 出	3,979,270 ^{千円}	△ 4,422 ^{千円}	3,974,848 ^{千円}	
建 設 改 良 費	2,864,134	△ 4,422	2,859,712	水道事業建設改良費を補正

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,779,536千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額220,146千円、過年度分損益勘定留保資金1,289,696千円及び当年度分損益勘定留保資金269,694千円で補てんするものとする。

当年度財源過不足額 △119,251千円

累積財源過不足額 3,178,419千円

(4) 継 続 費

補 正 前			補 正 後		
総 額	<u>1,014,380千円</u>		総 額	<u>1,013,811千円</u>	
年 割 額	令和元(2019)年度	201,537千円	年 割 額	令和元(2019)年度	201,537千円
	令和2(2020)年度	<u>812,843千円</u>		令和2(2020)年度	<u>812,274千円</u>

(5) 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額	
		補 正 前	補 正 後
旭岡浄水場等水道施設 管理業務委託料 〔旭岡浄水場 松倉取水場 汐泊取水場 旭岡高区配水池〕	令和3年度から 令和7年度まで	<u>448,197千円</u>	<u>349,251千円</u>
料金等徴収業務委託料	令和3年度から 令和7年度まで	<u>1,776,630千円</u>	<u>1,731,180千円</u>
料金等オンラインシステム 導入および運用業務委託料	令和4年度から 令和11年度まで	<u>734,258千円</u>	<u>649,006千円</u>

(6) 業 務 の 予 定 量
水道給水栓数

補 正 前	補 正 後
<u>131,229栓</u>	<u>130,498栓</u>

水道年間総配水量

補 正 前	補 正 後
<u>32,047,000立方メートル</u>	<u>31,682,000立方メートル</u>

水道一日平均給水量

補 正 前	補 正 後
<u>87,800立方メートル</u>	<u>86,800立方メートル</u>

温泉一日供給量

補 正 前	補 正 後
<u>3,802立方メートル</u>	<u>3,211立方メートル</u>

令和 2 (2020) 年度函館市水道事業会計予算 (補正後)

(1) 収益の収入及び支出

収 入		支 出		備 考
水道事業収益	千円 4,852,847	水道事業費用	千円 4,513,593	内部留保資金 (減価償却費等) 1,321,031千円
水道事業収益	4,480,650	水道事業費用	4,131,121	
温泉事業収益	84,611	温泉事業費用	74,792	
売電事業収益	55,735	売電事業費用	31,043	
営業外収益	231,851	営業外費用	268,637	
		予備費	8,000	
		差 引	339,254	

当年度純損益 119,108千円

(2) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	千円 2,195,312	資本的支出	千円 3,974,848	資本的収入額が資本的支出額に 対し不足する額 1,779,536千円 は, 当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 220,146千円 過年度分損益勘定留保資金 1,289,696千円 当年度分損益勘定留保資金 269,694千円 で補てんするものとする。
企業債	1,982,100	建設改良費	2,859,712	
他会計負担金	45,626	企業債償還金	1,115,136	
工事補償金	167,586			
差 引	△1,779,536			

当年度財源過不足額 △119,251千円

累積財源過不足額 3,178,419千円

【公共下水道事業会計】

(1) 補 正 事 項

事 項		補 正 額	備 考
収 入	下 水 道 使 用 料	△ 133,161 ^{千円}	下水道使用料の減 △ 133,161千円
	他 会 計 負 担 金	△ 8,199	一般会計負担金（収益的收入）の減 △ 8,171千円 一般会計負担金（資本的收入）の減 △ 28千円
	計	△ 141,360	
支 出	給 与 費	△ 31,830	給与改定による減少分 △ 1,376千円 職員の変動およびその他の増減分 △ 30,454千円
	消費税及び地方 消費税納付税額	△ 12,115	消費税及び地方消費税納付税額の減 △ 12,115千円
	計	△ 43,945	

(2) 収益的收入及び支出
収 入

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
下水道事業収益	8,076,825 ^{千円}	△ 141,332 ^{千円}	7,935,493 ^{千円}	
営 業 収 益	5,852,469	△ 141,332	5,711,137	下水道使用料および一般会計負担金を補正

支 出

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
下水道事業費用	6,966,351 ^{千円}	△ 44,829 ^{千円}	6,921,522 ^{千円}	
営 業 費 用	6,081,287	△ 32,714	6,048,573	給料，手当等，賞与引当金繰入額，法定福利費，法定福利費引当金繰入額および退職給付費を補正
営 業 外 費 用	877,064	△ 12,115	864,949	納付税額を補正

当年度純損益 895,194千円

(3) 資本的收入及び支出

収 入

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
資 本 的 収 入	3,576,299 ^{千円}	△ 28 ^{千円}	3,576,271 ^{千円}	
他 会 計 負 担 金	671,619	△ 28	671,591	一般会計負担金を補正

支 出

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
資 本 的 支 出	6,197,728 ^{千円}	884 ^{千円}	6,198,612 ^{千円}	
建 設 改 良 費	1,933,731	884	1,934,615	管渠事業費，ポンプ場事業費および処理場事業費を補正

資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額2,622,341千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額118,777千円、当年度分損益勘定留保資金1,463,821千円及び繰越利益剰余金処分額1,039,743千円で補てんするものとする。

当年度財源過不足額 △144,549千円

累積財源過不足額 2,023,051千円

(4) 業 務 の 予 定 量

排水戸数

補 正 前	補 正 後
<u>117,854戸</u>	<u>116,944戸</u>

年間総排水量

補 正 前	補 正 後
<u>26,353,000立方メートル</u>	<u>25,073,000立方メートル</u>

一日平均排水量

補 正 前	補 正 後
<u>72,200立方メートル</u>	<u>68,700立方メートル</u>

令和2(2020)年度函館市公共下水道事業会計予算(補正後)

(1) 収益の収入及び支出

収 入		支 出		備 考
下水道事業収益	千円 7,935,493	下水道事業費用	千円 6,921,522	内部留保資金(減価償却費等) 1,463,821千円
営業収益	5,711,137	営業費用	6,048,573	
営業外収益	2,224,356	営業外費用	864,949	
		予備費	8,000	
		差 引	1,013,971	

当年度純損益 895,194千円

(2) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	千円 3,576,271	資本的支出	千円 6,198,612	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,622,341千円は、 当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 118,777千円 当年度分損益勘定留保資金 1,463,821千円 繰越利益剰余金処分額 1,039,743千円 で補てんするものとする。
企業債	2,534,900	建設改良費	1,934,615	
国庫補助金	346,733	企業債償還金	4,250,517	
受益者負担金	3,451	長期貸付金	13,480	
他会計負担金	671,591			
工事補償金	9,344			
長期貸付金 返 還 金	10,252			
差 引	△2,622,341			

当年度財源過不足額 △ 144,549千円

累積財源過不足額 2,023,051千円

【交 通 事 業 会 計】

(1) 補 正 事 項

事 項		補 正 額	備 考
収 入	運 輸 収 益	△ 432,160 ^{千円}	定期外旅客運賃の減 △ 432,160千円
	他 会 計 負 担 金	297	一般会計負担金（収益的収入）の増 297千円
	他 会 計 補 助 金	△ 1,196	一般会計補助金（収益的収入）の減 △ 1,196千円
	消費税及び地方 消費税還付税額	11,672	消費税及び地方消費税還付税額の皆増 11,672千円
	計	△ 421,387	
支 出	給 与 費	△ 29,477	給与改定による減少分 △ 2,098千円 職員の変動およびその他の増減分 △ 27,379千円
	手 数 料	△ 5,000	運輸管理費の減 △ 5,000千円
	消費税及び地方 消費税納付税額	△ 27,138	消費税及び地方消費税納付税額の皆減 △ 27,138千円
	その他特別損失	3,000	販売済み回数乗車券の払戻金の増 3,000千円
	計	△ 58,615	

(2) 収益的収入及び支出

収 入

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
軌道事業収益	1,502,514 ^{千円}	△ 421,387 ^{千円}	1,081,127 ^{千円}	
営 業 収 益	1,059,500	△ 432,160	627,340	定期外旅客運賃を補正
営 業 外 収 益	443,014	10,773	453,787	一般会計負担金，一般会計補助金 および還付税額を補正

支 出

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
軌道事業費用	1,564,530 ^{千円}	△ 58,615 ^{千円}	1,505,915 ^{千円}	
営 業 費 用	1,523,339	△ 34,477	1,488,862	給料, 手当等, 賞与引当金繰入額, 法定福利費, 法定福利費引当金繰入額, 退職給付費および手数料を補正
営 業 外 費 用	35,191	△ 27,138	8,053	納付税額を補正
特 別 損 失	4,000	3,000	7,000	販売済み回数乗車券の払戻金を補正

当 年 度 純 損 益 △ 457,723千円

当年度財源過不足額 △ 347,627千円

累積財源過不足額 130,872千円

(3) 業 務 の 予 定 量

年間総輸送人員

補 正 前	補 正 後
<u>5,658,472人</u>	<u>3,231,140人</u>

一日平均輸送人員

補 正 前	補 正 後
<u>15,503人</u>	<u>8,852人</u>

令和2(2020)年度函館市交通事業会計予算(補正後)

(1) 収益の収入及び支出

収 入		支 出		備 考
軌道事業収益	千円 1,081,127	軌道事業費用	千円 1,505,915	内部留保資金（減価償却費等） 241,116千円
営 業 収 益	627,340	営 業 費 用	1,488,862	
営 業 外 収 益	453,787	営 業 外 費 用	8,053	
		特 別 損 失	7,000	
		予 備 費	2,000	
差 引	△ 424,788			

当年度純損益 △ 457,723千円

(2) 資本の収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資 本 的 収 入	千円 391,970	資 本 的 支 出	千円 555,925	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額163,955千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 32,935千円 過年度分損益勘定留保資金 131,020千円 で補てんするものとする。
企 業 債	351,000	建 設 改 良 費	403,299	
国 庫 補 助 金	23,942	企 業 債 償 還 金	152,626	
他会計補助金	17,028			
差 引	△ 163,955			

当年度財源過不足額 △ 347,627千円

累積財源過不足額 130,872千円

2 令和3（2021）年度予算概要

【水道事業会計】

(1) 業務の予定量

ア 水道給水栓数	130,098栓
イ 水道年間総配水量	31,463,000立方メートル
ウ 水道一日平均給水量	86,200立方メートル
エ 温泉一日供給量	3,792立方メートル
オ 年間販売電力量	1,483,699キロワット時

(2) 収益的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
水道事業収益	千円 4,884,004	水道事業費用	千円 4,542,880	内部留保資金（減価償却費等） 1,388,329千円
水道事業収益	4,467,269	水道事業費用	4,179,871	
温泉事業収益	96,211	温泉事業費用	101,467	
売電事業収益	55,490	売電事業費用	34,183	
営業外収益	265,034	営業外費用	219,359	
		予備費	8,000	
		差 引	341,124	

当年度純損益 57,555千円

(3) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	千円 2,788,809	資本的支出	千円 4,765,230	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,976,421千円は、 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 283,569千円 過年度分損益勘定留保資金 1,051,337千円 当年度分損益勘定留保資金 641,515千円 で補てんするものとする。
企業債	2,656,100	建設改良費	3,612,243	
他会計負担金	61,068	企業債償還金	1,152,987	
工事補償金	71,641			
差 引	△1,976,421			

当年度財源過不足額 △246,968千円

累積財源過不足額 2,931,451千円

(4) 令和3(2021)年度 水道事業

ア 赤川高区浄水場等更新整備事業

工 事 名	内 容
赤川高区浄水場プラント 設備更新整備等 〔令和元(2019)～22(2040)年度 債務負担行為 総 額 8,344,360千円〕	機械電気計装設備工事ほか
事 業 費	2,050,952千円

イ 原水及び浄水施設事業

工 事 名	内 容
旭岡浄水場整備	耐震診断業務委託
導水管整備	松倉川河川改修工事に伴う松倉系導水管移設工事に係る実施設計委託
その他浄水施設等整備	笹流ダム前庭広場構内施設整備工事
事 業 費	130,324千円

ウ 配水施設事業

番号	工 事 名	施 行 箇 所	管 径	延 長
1	上新川 1 号	上新川町13, 14, 21, 22	$\phi 100^{\text{mm}}$	335^{m}
2	堀川 1 号	堀川町4, 5, 7, 19	$\phi 150$	265
3	杉並 1 号	杉並町6～8, 20～22	$\phi 200$	245
4	戸倉 1 号	戸倉町1, 3～5	$\phi 150$	269
5	戸倉高丘 1 号	戸倉町30 高丘町178	$\phi 150$	95
6	高丘 1 号	高丘町10, 15～17, 22	$\phi 100$	110
7	上湯川 1 号	上湯川町46, 47	$\phi 150$	90
8	上湯川 2 号	上湯川町49～52, 55	$\phi 150$	210
9	上湯川 3 号	上湯川町52, 55, 56, 63～65	$\phi 150$	260
10	高松 1 号	高松町27～30, 45～47, 60, 61, 68, 69, 81, 82	$\phi 150$	415

番号	工 事 名	施 行 箇 所	管 径	延 長
11	富岡 1 丁目 2 丁目 1 号	富岡町1丁目6, 31 富岡町2丁目17, 18, 27~29	ϕ 150 ^{mm}	220 ^m
12	中 道 2 丁 目 1 号	中道2丁目17, 18	ϕ 100	100
13	中 道 2 丁 目 2 号	中道2丁目19, 20, 25, 26	ϕ 150	180
14	中 道 2 丁 目 3 号	中道2丁目26, 43~46, 53, 54	ϕ 100	300
15	本 通 1 丁 目 1 号	本通1丁目31~34, 40	ϕ 150	315
16	本 通 1 丁 目 2 号	本通1丁目39~42	ϕ 100	90
17	鍛 治 1 丁 目 1 号	鍛治1丁目3~6, 16	ϕ 100	210
18	鍛 治 1 丁 目 2 号	鍛治1丁目36~43, 45~47	ϕ 150	290
19	鍛 治 2 丁 目 1 号	鍛治2丁目13, 14, 32, 33, 35	ϕ 150	175
20	神 山 2 丁 目 1 号	神山2丁目8~10	ϕ 150	100
21	東 山 1 丁 目 2 丁 目 1 号	東山1丁目4~7 東山2丁目15	ϕ 150	250
22	東 山 2 丁 目 1 号	東山2丁目3~6	ϕ 150	390
23	東 山 3 丁 目 1 号	東山3丁目1, 16~18	ϕ 100	123
24	美 原 3 丁 目 1 号	美原3丁目1, 2, 8, 16, 20	ϕ 150	430
25	美 原 3 丁 目 2 号	美原3丁目38	ϕ 150	170
26	赤 川 1 号	赤川町104, 105	ϕ 100	165
27	桔 梗 1 号	桔梗町403, 416~418	ϕ 300	200
28	桔 梗 1 丁 目 1 号	桔梗1丁目24, 25	ϕ 150	260
29	桔 梗 1 丁 目 2 号	桔梗1丁目28	ϕ 150	30
30	桔 梗 2 丁 目 1 号	桔梗2丁目36, 37	ϕ 150	300
31	桔 梗 2 丁 目 2 号	桔梗2丁目35, 36	ϕ 150	100
32	亀 田 港 1 号	亀田港町39, 40, 51	ϕ 150	200
33	亀 田 港 2 号	亀田港町14, 26	ϕ 150	33
計				6, 925

番号	工 事 名	施 行 箇 所	管 径	延 長
	配 水 支 管 整 備	東山1丁目4～7ほか2箇所	^{mm} φ 50	^m 230
	そ の 他 配 水 管 整 備	松風町9～11ほか2箇所 (一般国道278号函館市函館駅前通電線 共同溝設置工事に伴う配水管移設工事)	φ 200 ～ φ 150	237
	そ の 他 配 水 施 設 整 備	増圧ポンプ更新		
事 業 費		(総延長 7,392m)	1,059,473千円	

エ 東部地区水道施設事業

工 事 名	内 容
戸 井 地 区 水 道 施 設 整 備	取水設備更新 (戸井取水場), 導水管更新 φ 200mm 23m
恵 山 地 区 水 道 施 設 整 備	配水管更新 φ 150mm 220m
楸 法 華 地 区 水 道 施 設 整 備	配水管移設 φ 50mm 100m
南 茅 部 地 区 水 道 施 設 整 備	増圧ポンプ更新, 配水管更新ほか φ 150mm 200mほか
事 業 費	144,372千円

オ 消火栓事業

工 事 名	内 容
消 火 栓 設 置	地上式消火栓 φ 150mm 15基
事 業 費	20,752千円

カ 庁舎整備事業

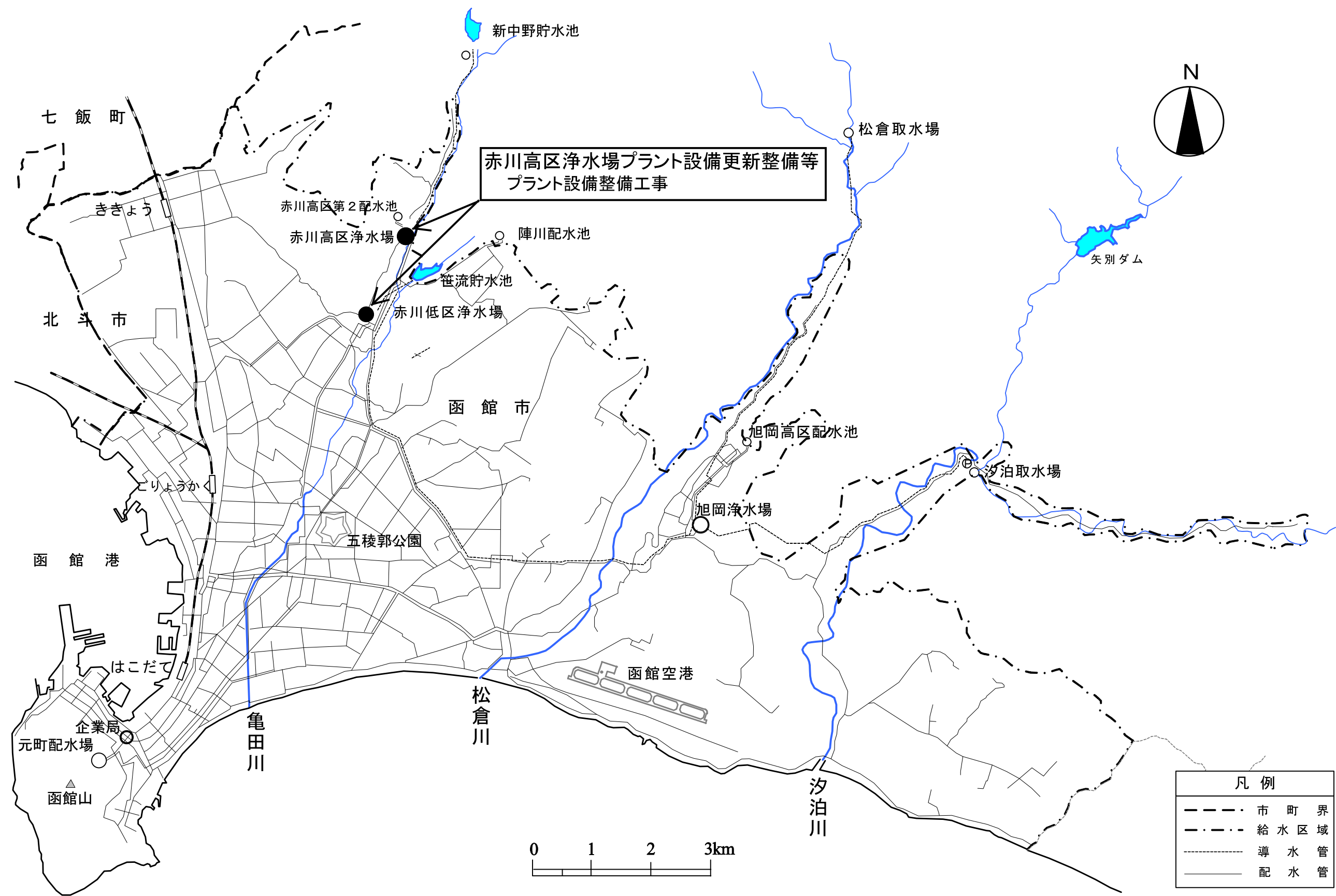
工 事 名	内 容
無 線 L A N 環 境 整 備	アクロス庁舎ほか3施設
事 業 費	16,834千円

(5) 令和3(2021)年度 温泉事業

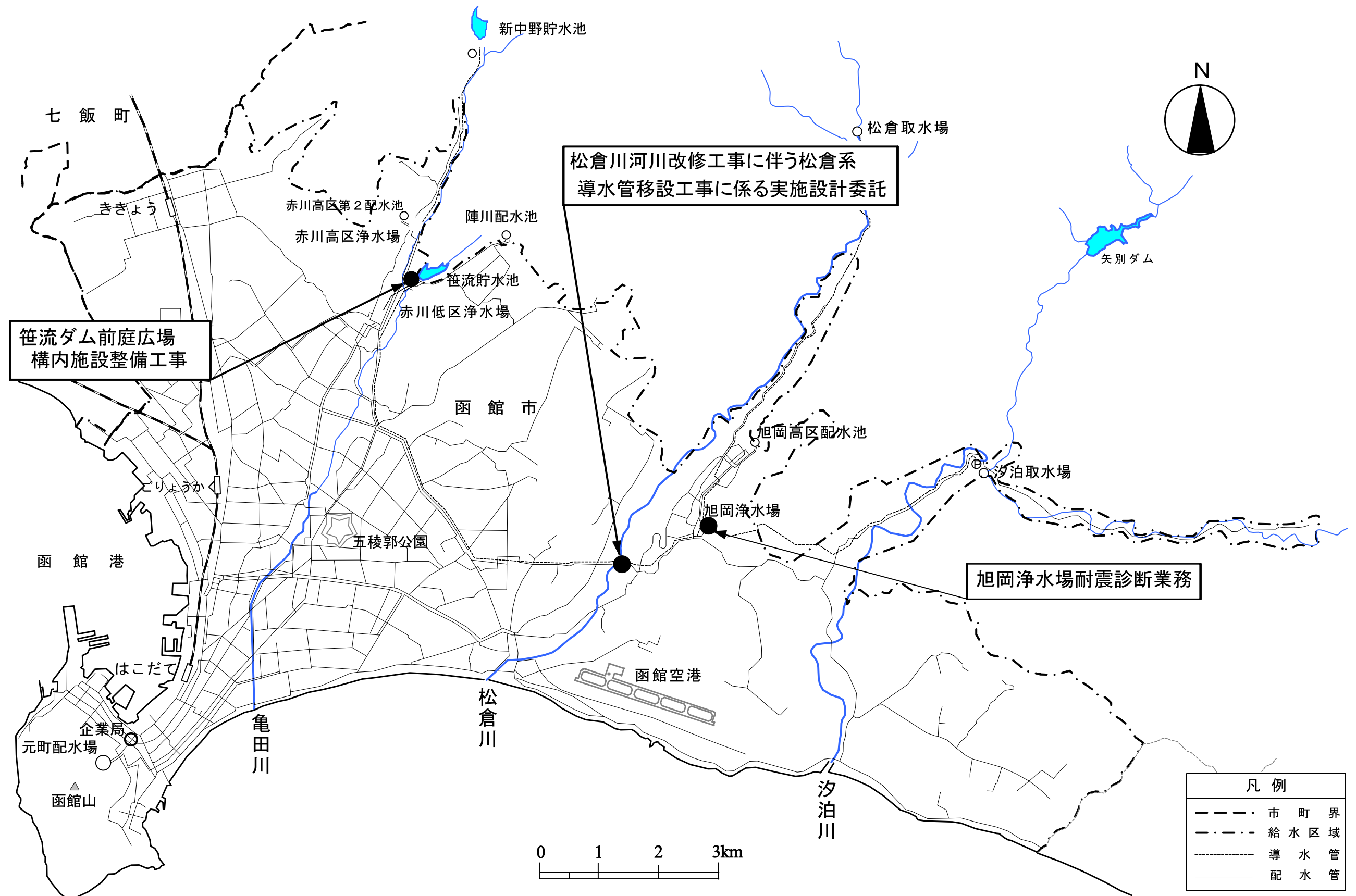
ア 温泉供給設備事業

工 事 名	内 容
温 泉 供 給 管 整 備	供給本管更新 φ150mm～50mm 365m
揚 湯 設 備 整 備	揚湯設備更新（湯川1丁目2号，湯川3丁目3号）ほか
事 業 費	19,580千円

(6) 令和3(2021)年度 赤川高区浄水場等更新整備事業施行箇所図

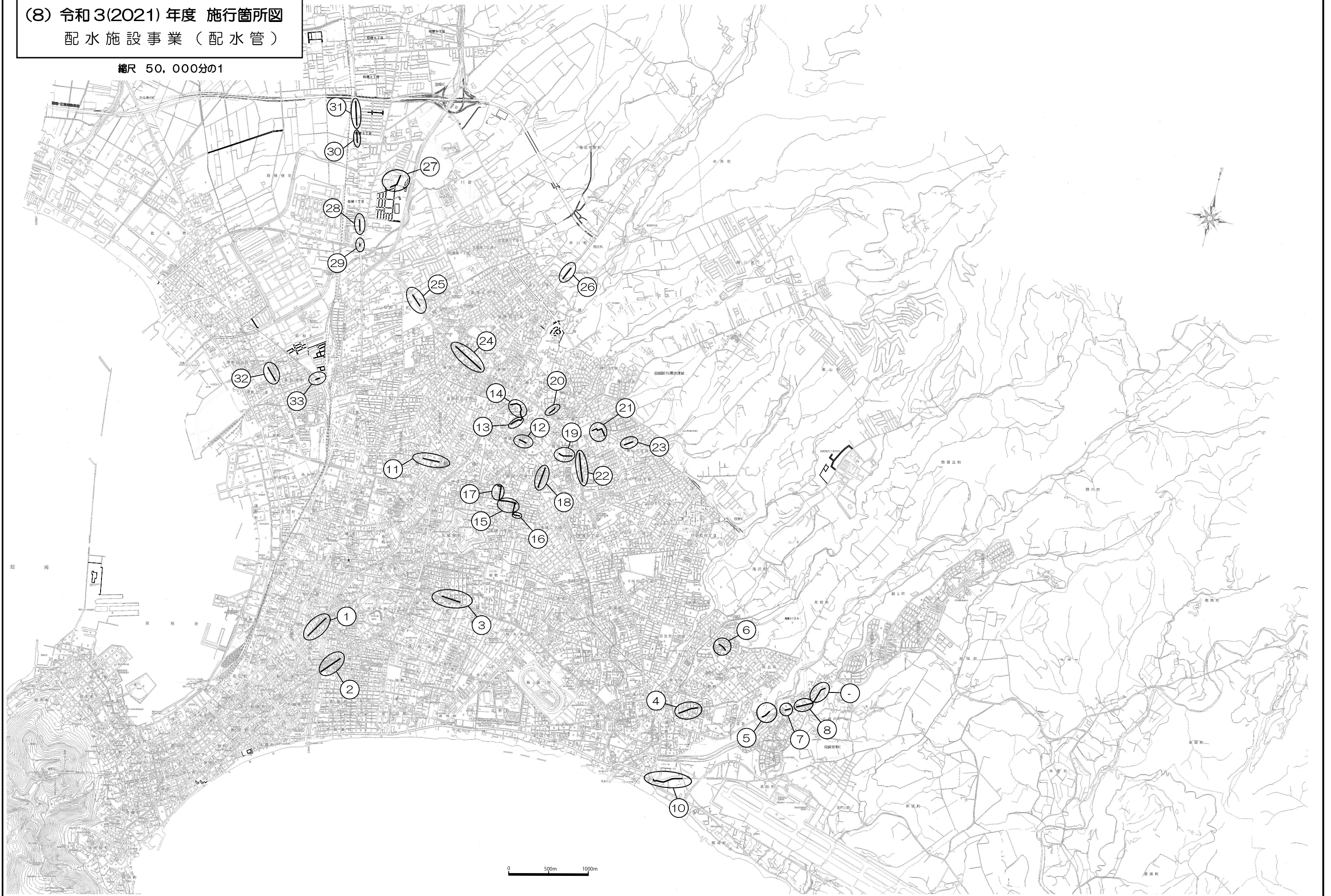


(7) 令和3(2021)年度 原水及び浄水施設事業施行箇所図

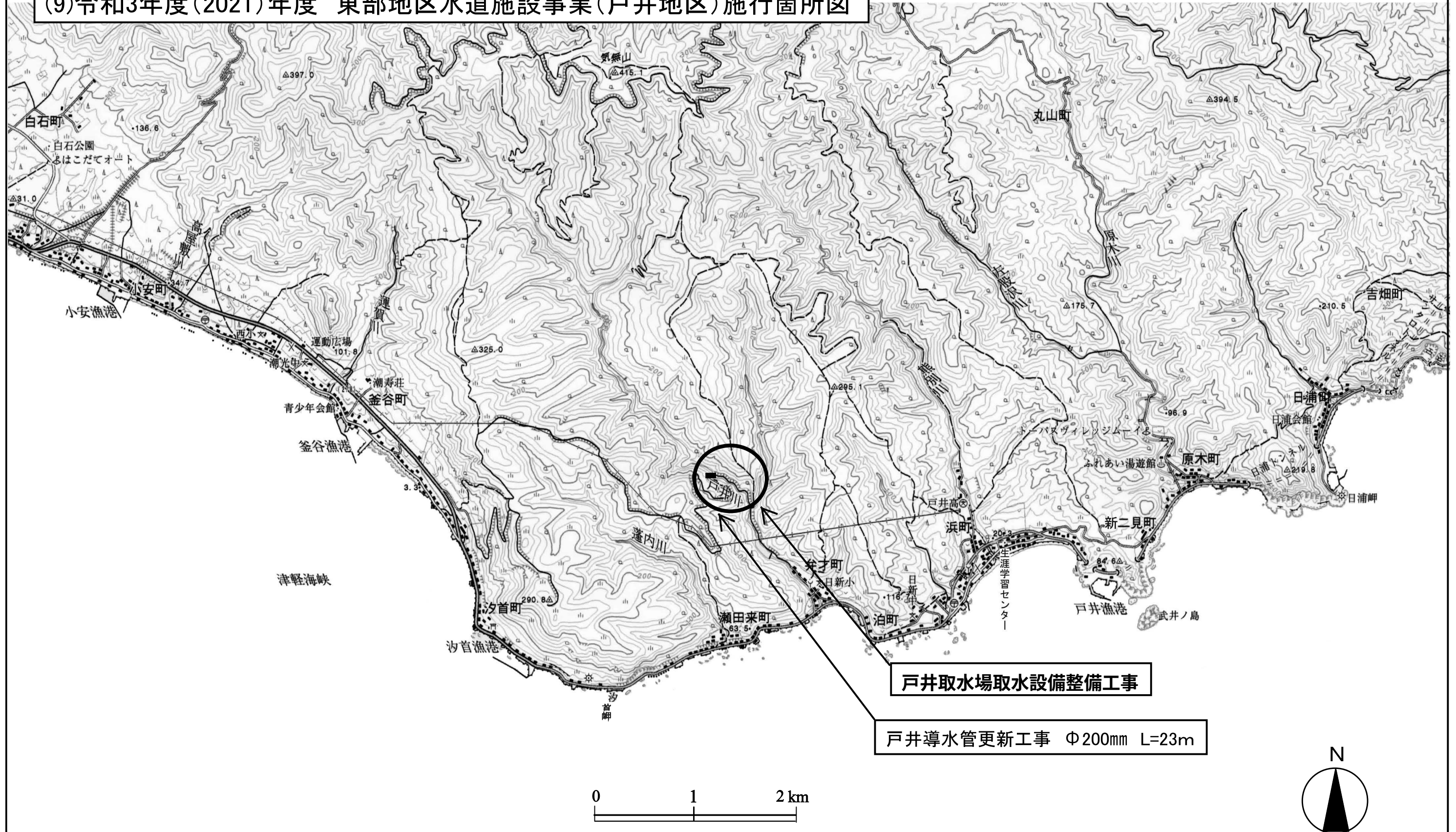


(8) 令和3(2021)年度 施行箇所図
配水施設事業（配水管）

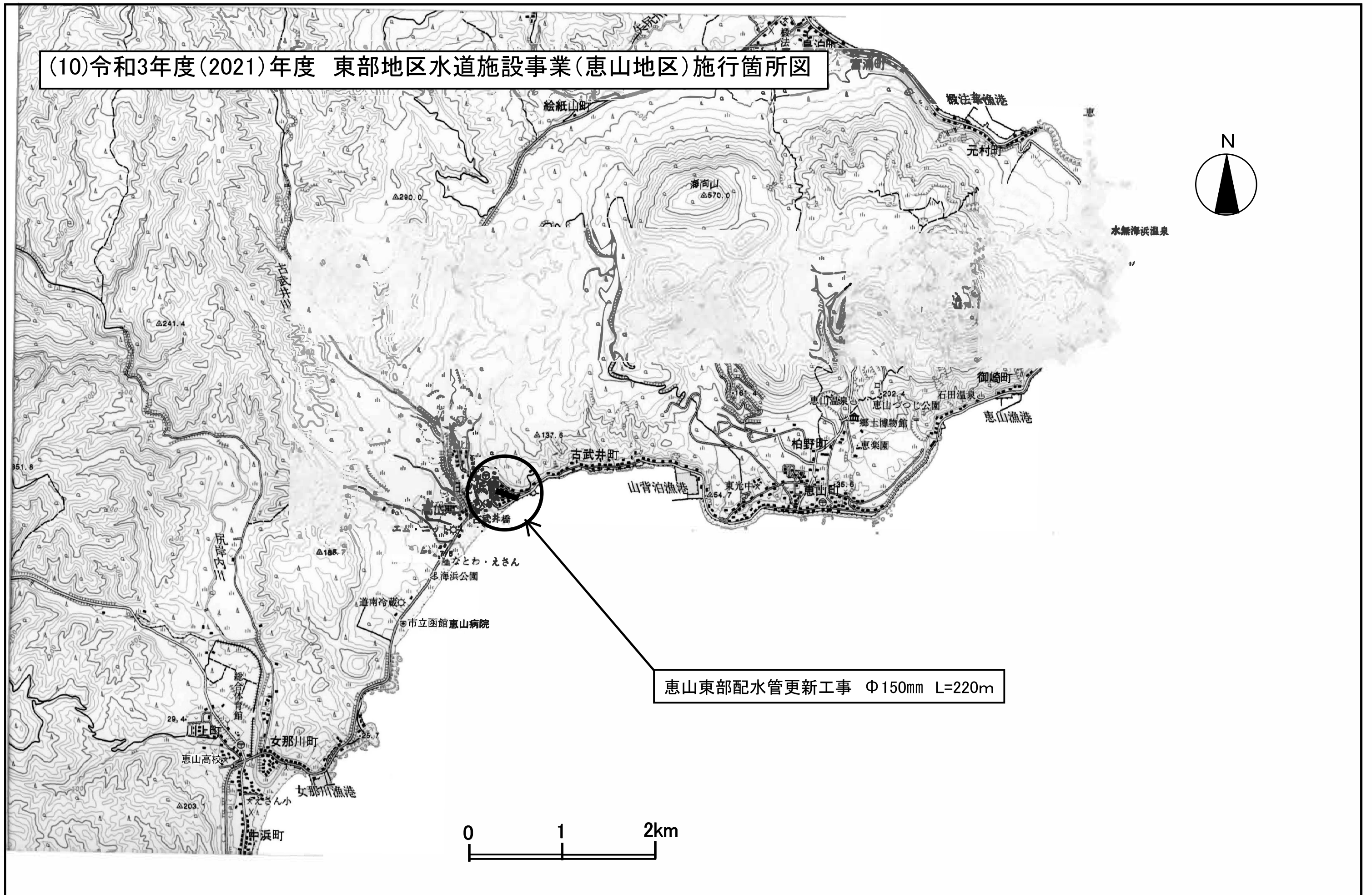
縮尺 50,000分の1



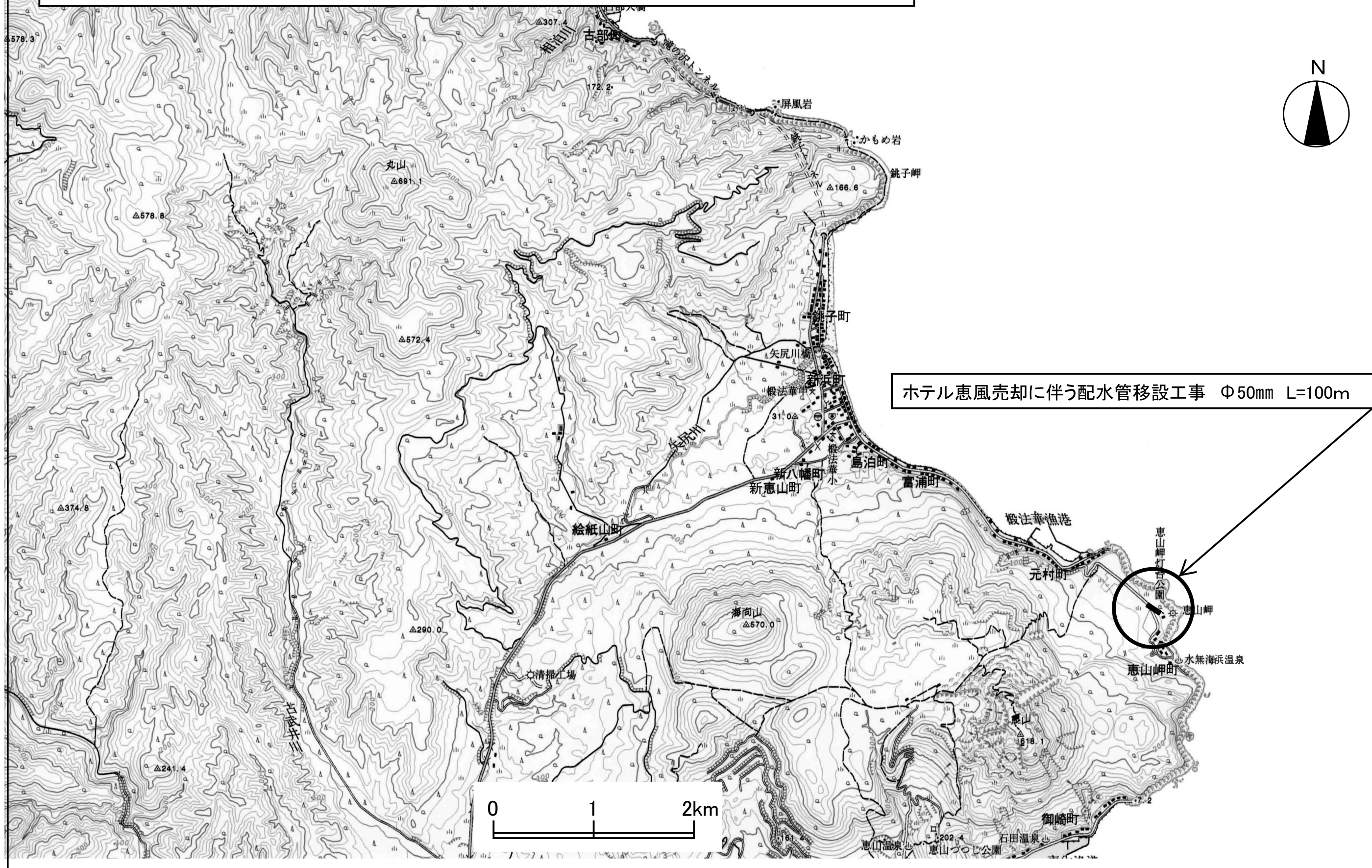
(9)令和3年度(2021)年度 東部地区水道施設事業(戸井地区)施行箇所図



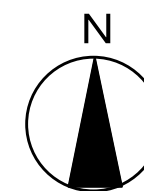
(10)令和3年度(2021)年度 東部地区水道施設事業(恵山地区)施行箇所図



(11)令和3年度(2021)年度 東部地区水道施設事業(楸法華地区)施行箇所図



(12)令和3年度(2021)年度 東部地区水道施設事業(南茅部地区)施行箇所図



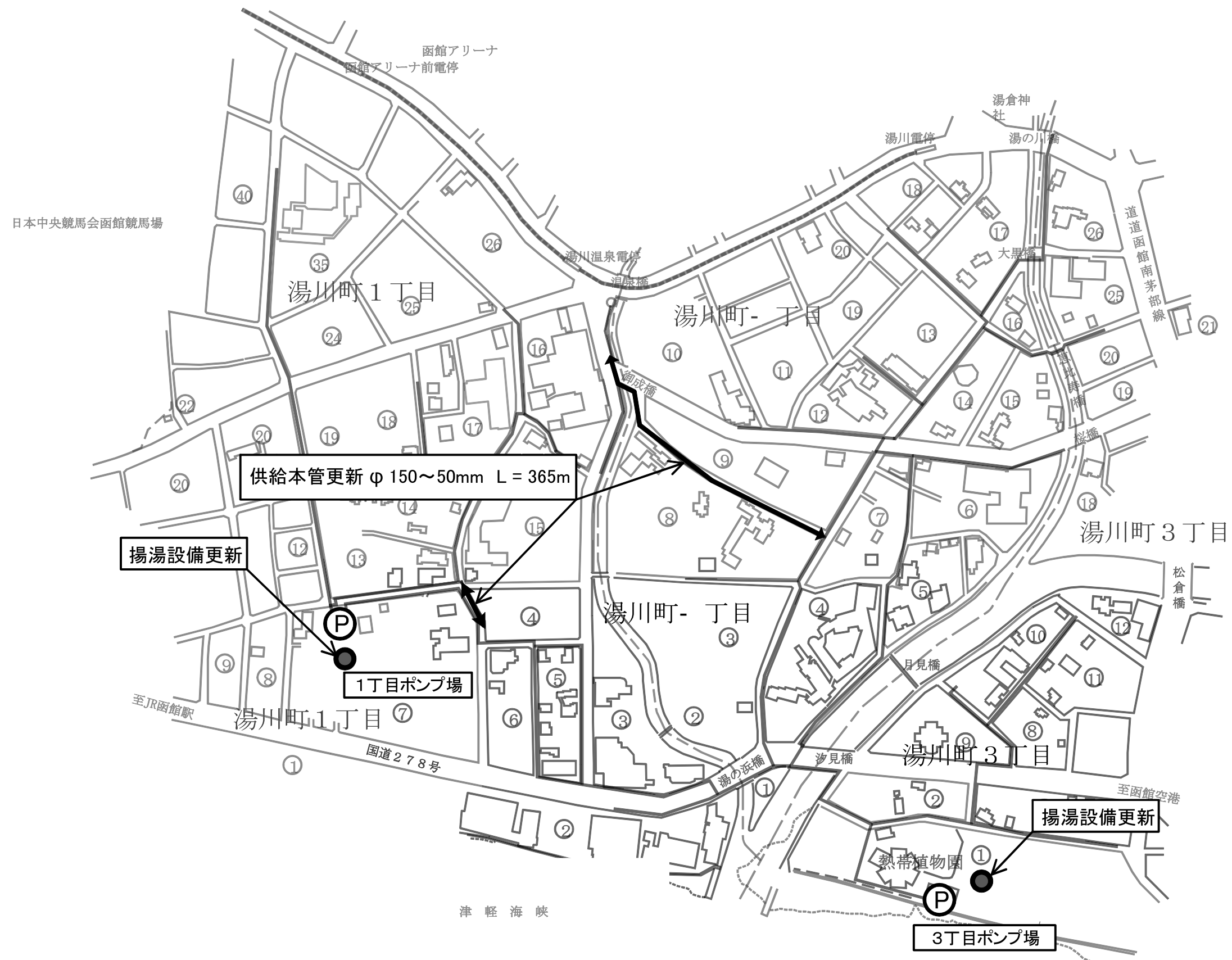
豊崎増圧ポンプ更新工事

臼尻漁港臨港道路工事に伴う配水管移設工事 $\Phi 150\text{mm}$ $L=110\text{m}$

木直配水管更新工事 $\Phi 150\text{mm}$ $L=200\text{m}$

0 1.5 3km

(13) 令和3(2021)年度 温泉供給設備事業施行箇所図



縮尺=1/5000

【公共下水道事業会計】

(1) 業務の予定量

ア 排水戸数	117,094戸
イ 年間総排水量	25,767,000立方メートル
ウ 一日平均排水量	70,600立方メートル

(2) 収益的收入及び支出

収 入		支 出		備 考
下水道事業収益	千円 8,016,471	下水道事業費用	千円 6,762,983	内部留保資金（減価償却費等） 1,409,775千円
営業収益	5,739,286	営業費用	5,993,385	
営業外収益	2,277,185	営業外費用	761,598	
		予備費	8,000	
		差 引	1,253,488	

当年度純損益 1,108,179千円

(3) 資本的收入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的收入	千円 3,709,256	資本的支出	千円 6,351,849	資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額2,642,593千円は、 当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 145,309千円 当年度分損益勘定留保資金 1,409,775千円 繰越利益剰余金処分額 1,087,509千円 で補てんするものとする。
企業債	2,750,400	建設改良費	2,079,302	
国庫補助金	160,100	企業債償還金	4,259,987	
受益者負担金	3,868	長期貸付金	12,560	
他会計負担金	769,124			
工事補償金	15,324			
長期貸付金 返 還 金	10,440			
差 引	△2,642,593			

当年度財源過不足額 20,670千円

累積財源過不足額 2,043,721千円

(4) 令和3(2021)年度 管渠事業

番号	工 事 名	施 行 箇 所	管 径	延 長	備考
1	大 手 I 地 区	大手町5 大森町4, 5 松風町10, 19, 20	mm φ 400 ～ φ 250	m 268	合流
2	北 部 第 2 排 水 区	若松町37 千歳町21～23 新川町14 上新川町5, 22 大縄町16, 24	φ 350 ～ φ 250	511	雨水
3	北 部 第 4 - 1 排 水 区	松川町11, 12, 19, 20, 27～29, 34, 35 38, 39, 45, 46 万代町5, 6	φ 350 ～ φ 250	286	雨水
4	北 部 第 4 - 2 排 水 区	万代町13	φ 300	32	雨水
5	北 部 第 5 排 水 区	万代町9 吉川町3 亀田町5, 6	φ 600 ～ φ 250	399	雨水
6	北 部 第 6 排 水 区	亀田町14, 15 白鳥町15, 16 八幡町17, 20	φ 700 ～ φ 250	303	雨水
7	港 第 1 ・ 2 排 水 区	大川町15	φ 800	72	雨水
8	宇 賀 浦 地 区	堀川町28 本町1, 2 梁川町6～9	φ 350 ～ φ 250	222	合流
9	日 乃 出 地 区	高盛町13, 16	φ 250	105	合流
10	金 堀 地 区	的場町14, 18, 23 時任町21, 23, 32 人見町2 金堀町2～5	φ 700 ～ φ 250	425	合流
11	五 稜 郭 地 区	杉並町13 梁川町24, 25 五稜郭町2, 3, 28～30, 38	φ 1, 500 ～ φ 300	347	合流
12	駒 場 地 区	湯浜町7, 8	φ 250	40	合流
13	戸 倉 第 2 排 水 区	高丘町10, 11, 15～19, 21～23	φ 1, 000	245	雨水
14	戸 倉 地 区	高丘町10, 11, 15～17, 21～23	φ 200	146	污水
15	中 道 地 区	中道1丁目29, 30	φ 200	63	污水

番号	工 事 名	施 行 箇 所	管 径	延 長	備考
16	本 通 地 区	本通3丁目5	φ 200	120	汚水
計				3, 584	
	公 共 枿 新 設	汚水枿設置 225基			
事 業 費		(管渠延長 3, 584m)		1, 008, 731千円	

(5) 令和3(2021)年度 ポンプ場事業

工 事 名	内 容
住吉ポンプ場自家発電設備	自家発電設備更新ほか
湯川ポンプ場電気計装設備	高圧受変電設備更新ほか
港ポンプ場自家発電設備	自家発電設備更新
事 業 費	346, 319千円

(6) 令和3(2021)年度 処理場事業

工 事 名	内 容
汚水処理施設ブロワ機械設備	送風機設備更新
汚水処理施設電気計装設備	ブロワ盤更新
汚 泥 処 理 施 設 遠 心 脱 水 機 設 備	遠心脱水機更新
汚泥処理施設電気計装設備	遠心脱水機電気設備更新
事 業 費	600, 648千円

(7) 令和3(2021)年度 特定環境事業

工 事 名	内 容
公 共 枿 新 設	汚水枿設置 4基
事 業 費	1, 000千円

(8) 令和3(2021)年度 流域下水道事業

事業名	内容
函館湾流域下水道事業費負担金	事業費838,862千円のうち函館市負担分 (事業主体：北海道) 函館湾浄化センター 汚水処理施設 沈砂池ポンプ棟負荷設備更新工事ほか 汚泥処理施設 汚泥脱水機設備更新工事ほか
事業費	110,241千円

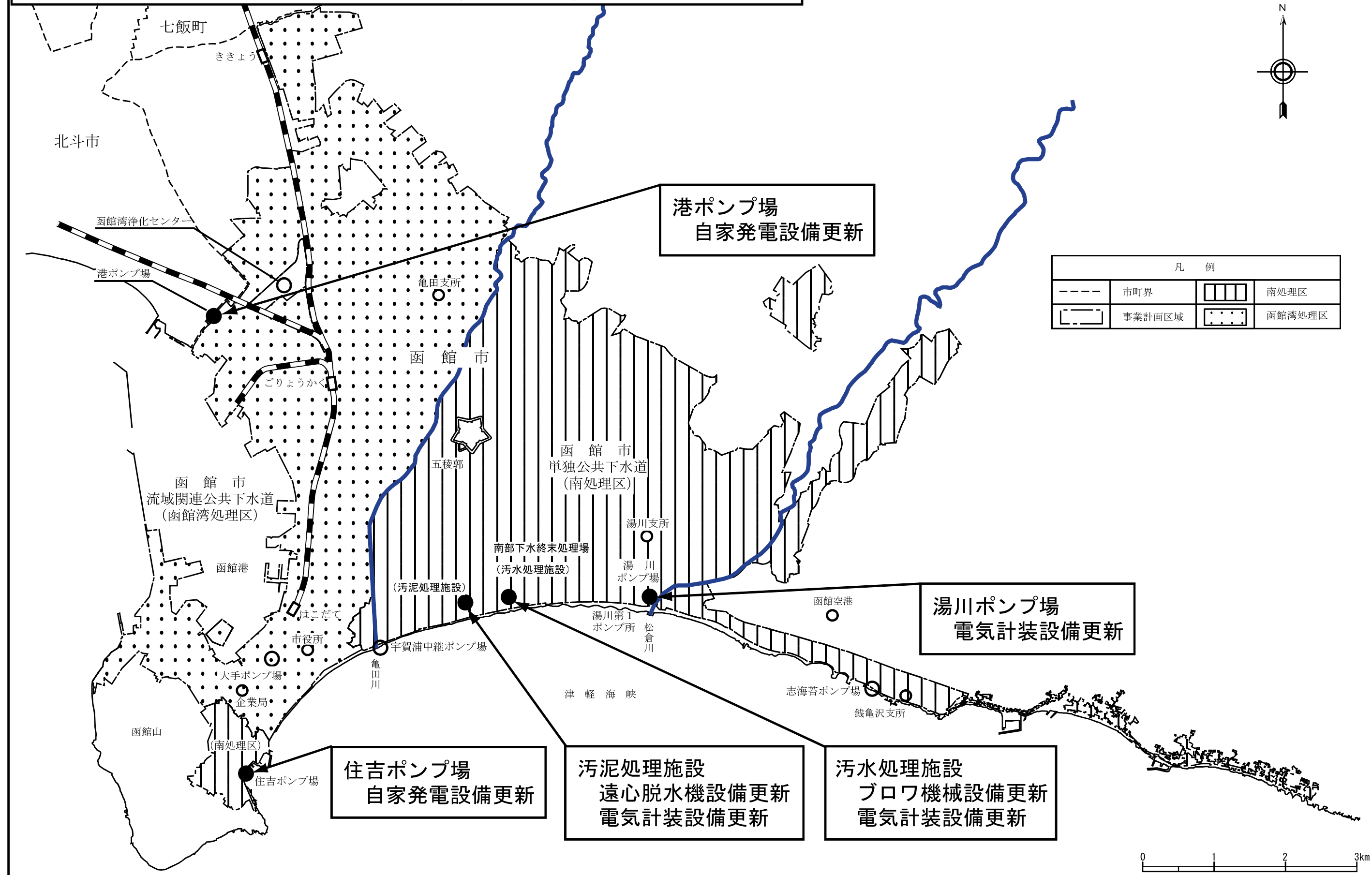
(9) 令和3(2021)年度 庁舎整備事業

工事名	内容
無線LAN環境整備	アクロス庁舎ほか1施設
事業費	8,269千円

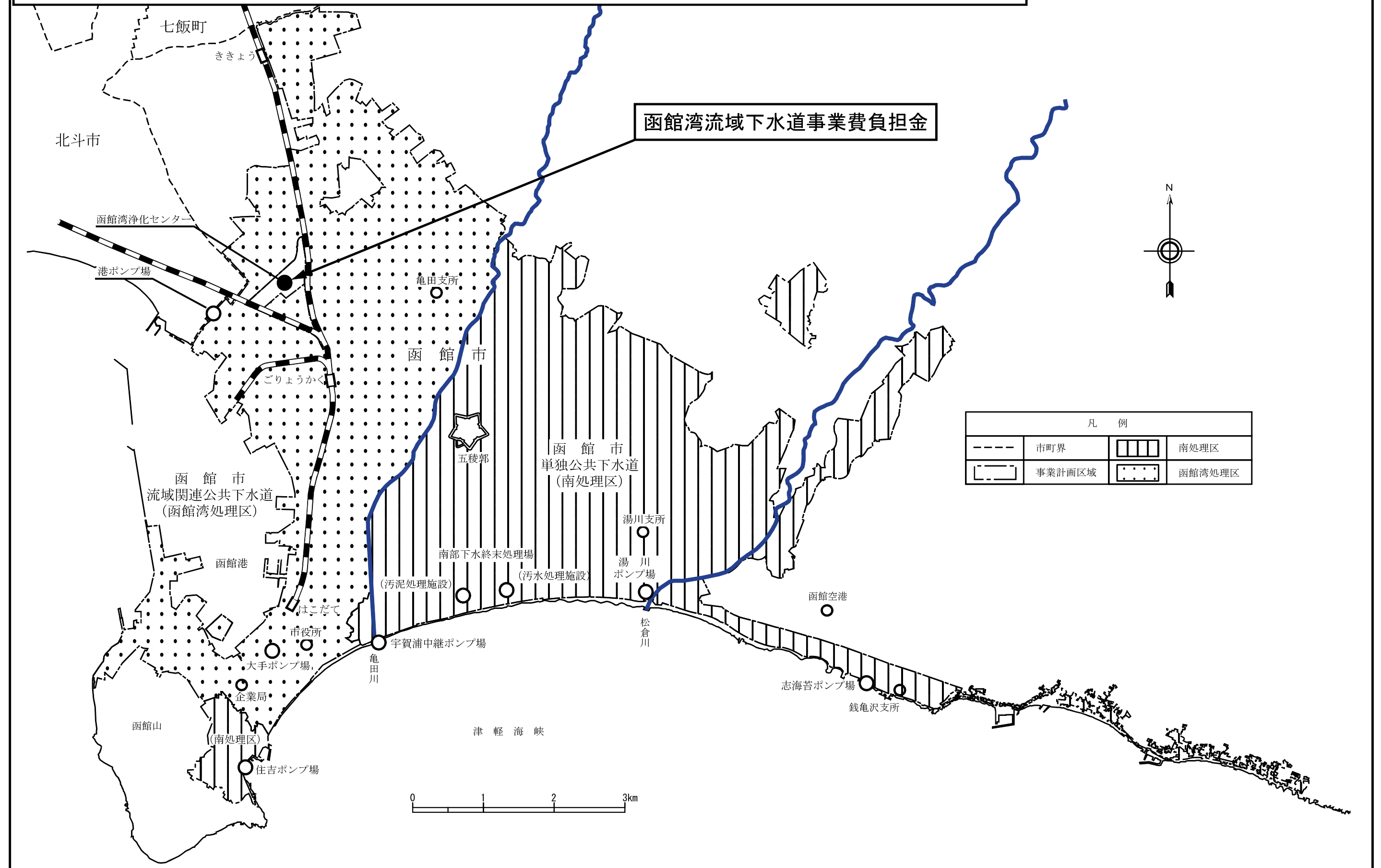
(10) 令和3年度(2021) 施行箇所図
公共下水道事業(管渠)



(11) 令和3(2021)年度 ポンプ場・処理場事業施行箇所図



(12) 令和3(2021)年度 流域下水道事業（函館湾浄化センター）施行箇所図



【交 通 事 業 会 計】

(1) 業 務 の 予 定 量

ア 車 両 数	32両
イ 年間走行キロメートル	936,510キロメートル
ウ 年間総輸送人員	4,210,794人
エ 一日平均輸送人員	11,536人

(2) 収益的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
軌道事業収益	千円 1, 252, 349	軌道事業費用	千円 1, 563, 897	内部留保資金（減価償却費等） 286, 319千円
営 業 収 益	808, 764	営 業 費 用	1, 529, 749	
営業外収益	443, 585	営業外費用	27, 148	
		特 別 損 失	4, 000	
		予 備 費	3, 000	
差 引	△ 311, 548			

当年度純損益 △ 329,721千円

(3) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	千円 199,800	資本的支出	千円 378,483	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額178,683千円のうち149,045千円は、 当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 18,173千円 過年度分損益勘定留保資金 130,872千円 で補てんするものとする。
企 業 債	199,800	建設改良費	199,936	
		企業債償還金	178,547	
差 引	△ 178,683			

当年度財源過不足額 △ 203,912千円

累積財源過不足額 △ 73,040千円

(4) 令和 3 (2021)年度 軌道費

工 事 名	内 容
軌 道 改 良	十字街～魚市場通間軌道改良 177.8m
事 業 費	118,860千円

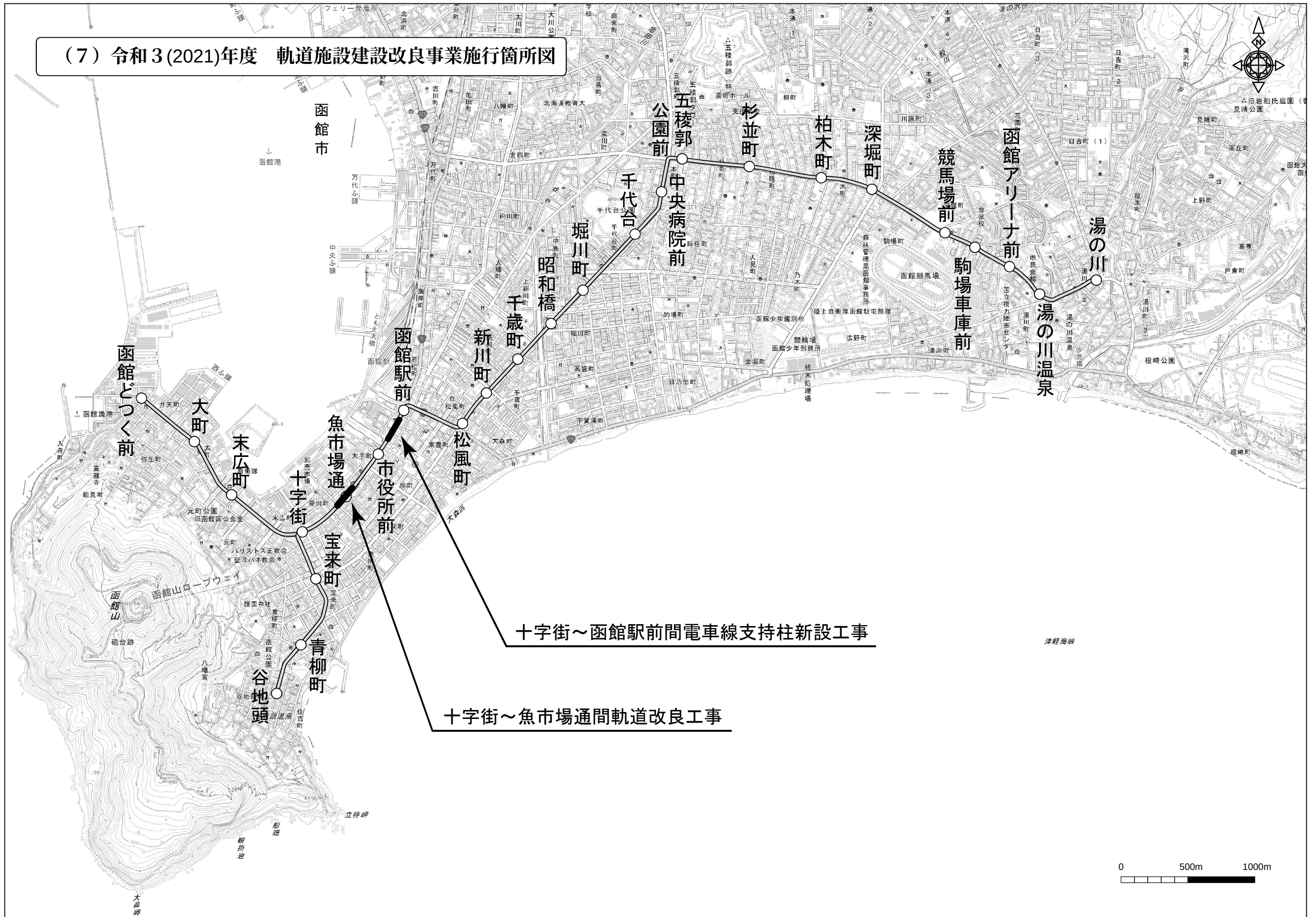
(5) 令和 3 (2021)年度 電路費

工 事 名	内 容
電 車 架 線 改 良	十字街～函館駅前間電車線支持柱新設 2基
事 業 費	15,651千円

(6) 令和 3 (2021)年度 車両費

工 事 名	内 容
車 体 改 良	車体改良 1両
事 業 費	65,425千円

(7) 令和3(2021)年度 軌道施設建設改良事業施行箇所図



3 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

簡易水道事業について、水道事業に統合することに伴い廃止するため。

(2) 改正内容等

ア 本則関係（函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

(ア) 水道事業への簡易水道事業の統合

- ・市の設置する公営企業から簡易水道事業を削る。（第2条）
- ・水道事業の給水区域，給水人口および1日最大給水量に関する基本計画を簡易水道事業統合後の規模に改め，簡易水道事業としての基本計画を削る。（第3条）
- ・管理者を置く事業の区分から簡易水道事業を削る。（第4条）
- ・水道事業および簡易水道事業の2事業を通じて水道事業会計を設ける規定を削る。（第6条）

イ 附則関係

(ア) 施行期日

規則で定める日から施行する。

(イ) 重要な公の施設の措置に関する条例の一部改正

廃止または10年を超えて独占的に利用させようとするときに，議会において3分の2以上の同意を要する重要な公の施設から簡易水道事業を削る。（第3条）

(ウ) 函館市水道事業給水条例の一部改正

簡易水道事業の統合に伴い規定を整備する。（第1条）

(エ) 函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例の一部改正

簡易水道事業の統合に伴い規定を整備する。（第4条，第5条）

函館市公営企業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(設置) 第2条 市の公営企業を次のとおり設置する。 (1) 水道事業 (2) <u>簡易水道事業</u> (3) <u>公共下水道事業</u> (4) <u>軌道事業</u> (5) <u>病院事業</u> 2 (略) 3 法第2条第3項の規定に基づき、<u>簡易水道事業および公共下水道事業に法の規定の全部を、病院事業に同条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を適用する。</u> (経営の基本) 第3条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 公営企業ごとの基本計画は、次のとおりとする。 (1) 水道事業 ア <u>水道事業</u> イ <u>給水区域 函館市全域（寅沢町、三森町、紅葉山町、水元町および亀田大森町の全部、鈴蘭丘町、鱒川町、庵原町、亀尾町、東畑町、鉄山町、蛾眉野町、陣川町、東山町、亀田中野町および桔梗町の一部ならびに函館市支所設置条例（昭和31年函館市条例第30号）別表に定める函館市戸井支所、函館市恵山支所、函館市榎法華支所および函館市南茅部支所の所管区域を除く。）および北斗市七重浜1丁目の一部</u> イ <u>給水人口 308,000人</u> ロ <u>1日最大給水量 154,000立方メートル</u> イ・ウ (略) (2) <u>簡易水道事業</u> ア <u>戸井簡易水道事業</u> イ <u>給水区域 函館市小安町、釜谷町、汐首町、瀬田来町、弁才町、泊町、館町、浜町、新二見町および原木町の一部</u> ロ <u>給水人口 3,750人</u> ロ <u>1日最大給水量 1,735立方メートル</u> イ <u>日浦簡易水道事業</u> イ <u>給水区域 函館市日浦町の一部</u> ロ <u>給水人口 760人</u> ロ <u>1日最大給水量 167立方メートル</u>	(設置) 第2条 市の公営企業を次のとおり設置する。 (1) 水道事業 (削る) (2) <u>公共下水道事業</u> (3) <u>軌道事業</u> (4) <u>病院事業</u> 2 (略) 3 法第2条第3項の規定に基づき、<u>公共下水道事業に法の規定の全部を、病院事業に同条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を適用する。</u> (経営の基本) 第3条 (略) 2 公営企業ごとの基本計画は、次のとおりとする。 (1) 水道事業 ア <u>水道事業</u> イ <u>給水区域 函館市全域（寅沢町、三森町、紅葉山町、水元町、亀田大森町、小安山町、丸山町、吉畑町および日和山町の全部ならびに鈴蘭丘町、鱒川町、庵原町、亀尾町、東畑町、鉄山町、蛾眉野町、陣川町、東山町、亀田中野町、桔梗町、小安町、釜谷町、汐首町、瀬田来町、弁才町、泊町、館町、浜町、新二見町、原木町、日浦町、豊浦町、大潤町、中浜町、女那川町、川上町、高岱町、日ノ浜町、古武井町、恵山町、柏野町、御崎町、恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵山町、絵紙山町、新八幡町、銚子町、古部町、木直町、尾札部町、川汲町、安浦町、臼尻町、豊崎町、大船町、双見町および岩戸町の一部を除く。）、北斗市七重浜1丁目の一部および鹿部町字大岩1番地</u> イ <u>給水人口 247,000人</u> ロ <u>1日最大給水量 104,000立方メートル</u> イ・ウ (略) (削る)

ウ 恵山東部簡易水道事業

(ア) 給水区域 函館市豊浦町，大潤町，中浜町，
女那川町，川上町，高岱町，日ノ浜町，古武井
町，恵山町，柏野町および御崎町の一部

(イ) 給水人口 4,188人

(ウ) 1日最大給水量 2,128立方メートル

エ 般法華簡易水道事業

(ア) 給水区域 函館市新浜町の全部ならびに恵山
岬町，元村町，富浦町，島泊町，新恵山町，絵
紙山町，新八幡町および銚子町の一部

(イ) 給水人口 1,503人

(ウ) 1日最大給水量 1,056立方メートル

オ 古部簡易水道事業

(ア) 給水区域 函館市古部町の一部

(イ) 給水人口 350人

(ウ) 1日最大給水量 140立方メートル

カ 木直簡易水道事業

(ア) 給水区域 函館市木直町の一部

(イ) 給水人口 1,070人

(ウ) 1日最大給水量 408立方メートル

キ 尾札部簡易水道事業

(ア) 給水区域 函館市尾札部町および川汲町の一
部

(イ) 給水人口 3,400人

(ウ) 1日最大給水量 1,144立方メートル

ク 臼尻簡易水道事業

(ア) 給水区域 函館市川汲町，安浦町，臼尻町お
よび豊崎町の一部

(イ) 給水人口 4,200人

(ウ) 1日最大給水量 1,248立方メートル

ケ 大船簡易水道事業

(ア) 給水区域 函館市豊崎町，大船町，双見町お
よび岩戸町の一部ならびに鹿部町字大岩1番地

(イ) 給水人口 980人

(ウ) 1日最大給水量 1,168立方メートル

(3) 公共下水道事業

ア～ウ (略)

(4) 軌道事業

ア～ウ (略)

(5) 病院事業

ア～エ (略)

(管理者)

第4条 法第7条の規定に基づき，市の公営企業の業務
を執行させるため，次の各号に掲げる事業の区分に応
じ，当該各号ごとに管理者1人を置く。

(1) 水道事業ならびに温泉事業および売電事業，簡易
水道事業，公共下水道事業ならびに軌道事業

(2) (略)

(2) 公共下水道事業

ア～ウ (略)

(3) 軌道事業

ア～ウ (略)

(4) 病院事業

ア～エ (略)

(管理者)

第4条 法第7条の規定に基づき，市の公営企業の業務
を執行させるため，次の各号に掲げる事業の区分に応
じ，当該各号ごとに管理者1人を置く。

(1) 水道事業ならびに温泉事業および売電事業，公共
下水道事業ならびに軌道事業

(2) (略)

(特別会計) 第6条 <u>法第17条および地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の4の規定により、水道事業および簡易水道事業を通じて水道事業会計を設ける。</u> <u>2 法第17条の規定により軌道事業について設ける特別会計は、交通事業会計とする。</u>	(交通事業会計) (削る) 第6条 法第17条の規定により軌道事業について設ける特別会計は、交通事業会計とする。
---	---

重要な公の施設の措置に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(3分の2以上の同意を要する施設) 第3条 次に掲げる公の施設を廃止し、または10年を超えて独占的に利用させようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければならない。 (1) 水道事業（これに附帯する事業を除く。） <u>(2) 簡易水道事業</u> <u>(3) 軌道事業</u>	(3分の2以上の同意を要する施設) 第3条 次に掲げる公の施設を廃止し、または10年を超えて独占的に利用させようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければならない。 (1) 水道事業（これに附帯する事業を除く。） (削る) <u>(2) 軌道事業</u>

函館市水道事業給水条例 新旧対照表

現行	改正案
(目的) 第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、函館市の水道事業および簡易水道事業（以下これらを「水道事業」という。）の給水についての料金および給水装置工事の費用負担、その他の供給条件ならびに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。	(目的) 第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、函館市の水道事業の給水についての料金および給水装置工事の費用負担、その他の供給条件ならびに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
(布設工事監督者の資格) 第4条 (略) <u>2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号に規定する卒業をした者にあつては1年以上」とあるのは「第1号に規定する卒業をした者にあつては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「年数以上」とあるのは「年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>	(布設工事監督者の資格) 第4条 (略) (削る)

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号および第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目またはこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) (略)
- (4) 前条第1項第1号、第3号および第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学および薬学に関する学科目ならびにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

2 簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「年数以上」とあるのは「年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号および第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目またはこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) (略)
- (4) 前条第1号、第3号および第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学および薬学に関する学科目ならびにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

(削る)